

妊娠期から出産・子育てまで一緒に寄り添い、応援します！ 「出産・子育て応援事業」



久留米市では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境づくりを目指し、「出産・子育て応援事業」を実施します。

一体的に実施

伴走型相談支援

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出産後(赤ちゃん訪問時)に専門職が面談し、出産・育児等の見通しを立て、様々なニーズに応じた必要なサービスをご紹介します。

出産・子育て応援給付金

妊娠届出の面談を受けた方に「出産応援給付金(5万円)」、出産後の面談を受けた方に「子育て応援給付金(5万円)」をそれぞれ支給します。

<事業の内容>

伴走型相談支援

①妊娠届出面談(全員)

場所:こども子育てサポートセンター・各保健センター
面談者:保健師、助産師
・妊婦アンケートやサービスプランを活用し、妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を専門職と一緒に確認します。
・「出産応援給付金」の申請書をお渡しします。

③出産後面談(全員)

場所:赤ちゃん訪問時
面談者:保健師、助産師など
・サービスプランを活用し、産後利用できるサービスや子育て支援拠点等の交流機会を紹介します。
・「子育て応援給付金」の申請書をお渡しします。



面談後に交付
面談
返送後、支給

面談

訪問時に交付
赤ちゃん訪問
返送後、支給

妊娠期.....妊娠8か月前後.....出産.....乳児期(0歳~).....生後2~3か月.....幼児期(1歳~)

親子(母子)健康
手帳交付

出産までどんな
風に過ごしたら
いいのかな?

②妊娠8か月面談(希望者)

場所:こども子育てサポートセンターまたはオンライン相談
面談者:保健師・助産師
・妊娠7か月頃にアンケートを送付します(電子申請で回答)
・希望者に対面またはオンラインにより面談し、産前産後の過ごし方、必要なもの、その他必要な手続きや利用できるサービス等を専門職と一緒に確認します。

<注意点>

- ・出産応援給付金は、産科医療機関による妊娠の診断が支給要件となります。
- ・妊娠届出後、流産・死産された場合は、「出産応援給付金」のみ支給対象です。
- ・妊娠届出後に市外へ転出された場合、妊娠8か月面談や出産後面談、及び子育て応援給付金の支給は転出先の市町村で行われます。

Q&A

Q1:面談の対象者は誰ですか?

A1:妊娠届出面談は妊婦さん、出産後面談は産婦さんまたは出生した子を養育する人です。

Q2:体調や仕事の都合で妊娠届出に本人が来所できない場合はどうしたらいいですか?

A2:妊娠届出は代理の方(パートナー、同居家族等)でも可能です。その場合、後日妊婦さんにご連絡をさせていただき、オンライン等で妊婦さんと面談後、出産応援給付金の申請書を送付します。

Q3:出産・子育て応援給付金は申請書を送付してからどれくらいで支給されますか?

A3:申請書に不備がなければ、受付後1~2か月を目途に支給されます。

Q4:出産後面談(赤ちゃん訪問)はいつ頃受けられますか?

A4:生後2か月前後で赤ちゃん訪問の連絡が入ります。訪問時期は生後2~3か月頃になります。

Q5:市外の里帰り先で赤ちゃん訪問を受けたい場合はどうしたらいいですか?

A5:赤ちゃん訪問は里帰り先でも受けることができます。給付金は久留米市から支給されるため、里帰り先の市町村での訪問完了後、市から申請書を交付します。

<お問い合わせ先>

- ・伴走型相談支援に関すること :こども子育てサポートセンター (TEL:0942-30-9302)
 - ・出産・子育て応援給付金に関すること:子ども給付金コールセンター (TEL:0942-30-9739)
- ※FAX番号はいずれも0942-30-9718